

お客さま各位

伊藤忠エネクスホームライフ株式会社

【電気・ガス料金負担軽減支援】に係る電気料金の特別措置について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、11月21日に閣議決定された国「電気・ガス料金負担軽減支援」（以下、「本支援」という）に基づき、当社と電気をご契約のすべてのお客さまについて、国が定める値引き単価を反映した燃料費調整額に基づき電気料金を算出することとしたので、お知らせいたします。

敬具

1. 「電気・ガス負担軽減支援」の概要

2025年11月に政府が閣議決定した「『強い経済』を実現する総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。毎月の電気料金請求書に直接反映する形で料金の値引きを行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計の負担を軽減いたします。

2. 対象となるお客さま

・株式会社エヌクスライフサービスから債権譲渡を受け、当社から電気料金を請求している全てのお客様

3. 適用期間

2026年1月使用（2月検針分）～3月使用（4月検針分）

4. 国が定める値引き単価

毎月の電気料金を算定する中で、本支援において定められている以下の金額を「燃料費調整単価（円/kWh）」から差し引くことにより、電気料金を算出いたします。

対象期間	2026年1月使用～2月使用 (2月検針3月請求分～3月検針4月請求分)	2026年3月使用 (4月検針5月請求分)
値引き単価（税込）	▲4.5円/kWh	▲1.5円/kWh

5. 国の事業内容に関するお問合せ先

電気・ガス価格激変緩和対策事務局（資源エネルギー庁）[特設サイト](#)

お客さま向け窓口：0120-013-305（受付時間9～17時（年末年始を除く））